

令和8年度三浦市配食サービス業務受託事業者募集要項

1 目的

この募集要項は、三浦市配食サービス事業の受託事業者の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の概要

事業の詳細については、別添「三浦市配食サービス業務委託仕様書」を参照のこと。

(1) 事業名

三浦市配食サービス業務委託

(2) 事業方針

下記の受託条件を満たす事業者と委託契約を締結し、利用者は受託事業者の中からメニュー、価格等自らの希望に合う事業者を申請時に自由に選択し、配食サービスを受けるものとする。

(3) 委託料

三浦市から支払う委託料単価は、1食あたり300円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

なお、委託期間中に消費税及び地方消費税の税率変更があったとしても、当該委託料単価の変更はいたしません。

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 受託条件

- (1) 三浦市配食サービス事業の趣旨に賛同し、三浦市配食サービス事業実施要綱及び三浦市配食サービス業務委託仕様書に基づき配食サービスを実施できること。
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく飲食店の営業許可を受けている事業者または集団給食施設の営業届出をしている事業者で、三浦市及び横須賀市内に事業所を有し、委託業務を事業者の責任によって実施できること。
- (3) 栄養士法(昭和22年法律第245号)の規定に基づく管理栄養士もしくは栄養士を配置していること。
- (4) 当該業務の契約締結までの間、本市から指名停止を受けていないこと。
- (5) 三浦市暴力団排除条例(平成23年三浦市条例第2号)第2条第4号、第5号、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項及び第2項に該当しないこと。

4 申込方法

受託申込みをされる方は、次により応募書類を作成し、提出してください。

(1) 応募手続

応募書類は、市高齢介護課（本館1階9番窓口）で配布します。

ア 配布期間 令和8年2月10日（火）から2月20日（金）まで

ただし、土曜・日曜・祝日は除く

イ 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 応募期間 令和8年2月10日（火）から2月27日（金）まで

(2) 応募書類

応募書類は、別紙受託申込書に下記の書類を添付して、市高齢介護課へ直接持参してください。

ア 食品衛生法に基づく飲食店営業許可書の写し等

イ 管理栄養士等の免許証または資格証明書の写し

ウ 上記の管理栄養士等が、応募事業者に在籍する職員等であることが確認できるもの（社員証等の写し）

エ 提供する食事の献立表（一週間分を例示したもの）

(3) 質問の受付

本要項及び仕様書を確認した上で質問がある場合は、別紙質問票によりファックスにて受け付けます。質問の受付は、令和8年2月10日（火）から年2月20日（金）までとなります。なお、質問に対する回答は、質問者へ回答するとともに、応募書類を受け取った全ての事業者へ回答します。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 応募期間を経過してから書類を提出された場合

イ 必要な書類が不足、書類に不備があると認められた場合

ウ 応募書類の記載事項に虚偽がある場合

5 契約の締結について

(1) 契約予定日

令和8年4月1日

※ この契約は、令和8年度三浦市各会計予算が令和8年3月31日までに三浦市議会において可決されることを条件とし、同年4月1日に成立するものです。

なお、予算が否決された場合において、応募の準備等に要した費用は請求できないので注意してください。

（2）契約予定事業者数

受託条件を全て満たし、提出された応募書類に疑義がない事業者全てと契約を締結します。そのため、複数事業者が事業を受託する可能性があります。

（3）契約保証金について

特に免じます。

6 問合せ先

三浦市保健福祉部高齢介護課高齢者支援グループ

電話 046 (882) 1111 内線 352